

5 支払金額 合計額の 調達方法	預貯金等から	金額	預貯金等の種類	預入先	名義人氏名	続柄		
		4,400,000円	定期預金	△△銀行〇〇支店	国税 一郎	父		
		2,000,000円	"	△△銀行〇〇支店	国税 太郎	本人		
借入金から	金額	借入先の住所氏名等			借入名義人の氏名(続柄)			
	5,000,000円	住所	〇〇区〇〇町△-△-△		国税 太郎			
		氏名	大手町制作所(株)	続柄	勤務先	(本人)		
	14,200,000円	住所	-		"			
		氏名	住宅金融支援機構	続柄	-	()		
資産の売却代金から	売却年月日	金額	売却資産の名義人	売却した資産の所在地	種類	数量	譲渡所得申告の有無	申告先税務署名
	21・12・16	10,000,000円	国税 太郎	××市〇〇町×-×-×	宅地	150㎡	有・無	〇〇 税務
	22・1・23	3,300,000円	"	〇〇化学(株)	上場株式	5,000株	有・無 予定	〇〇 税務
贈与を受けた資金から	受贈年月日	金額	贈与者			贈与税申告の有無	申告先税務署名	
			住所	氏名	続柄			
	22・1・23	5,000,000円	〇〇市〇〇町△-△-△	国税 一郎	父	有・無 予定	〇〇 税務	
						有・無	税務	
その他から	59,850円	給与・賞与・ <u>手持現金</u> ・その他()						
合計	43,959,850円							
備考	平成 年 月頃に 税務署へ回答済み。							

以上のおり回答します。

平成 23 年 1 月 × 日

住所 〇〇市〇〇町△-△-△

氏名 国税 太郎

電話 ××× (×××) ××××

作成税理士	氏名	電話	()
-------	----	----	-----

項目5の「預貯金等から」欄

借入金や資産の売却代金等を一時預け入れたものから支出した場合は、この欄に記入しないで、次の「借入金から」欄又は「資産の売却代金から」欄の該当欄にご記入ください。

項目5の「借入金から」欄

独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等からの借入れや、他から一時的に資金を借入れた場合には、そのいずれもご記入ください。
なお、借入金が金融機関の場合は、「続柄」欄の記入は不要です。

- ◎ 贈与税の申告について
 - 1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の価額又は受けた利益の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告が必要です。
 - 相続時精算課税を選択される方は、贈与を受けた財産の価額又は受けた利益の価額にかかわらず、贈与税の申告が必要です。
- ◎ 譲渡所得に係る所得税の確定申告について
 - 土地・建物などの不動産や、株式などの有価証券を売却された方は、資産を譲渡したことにより生じた利益(譲渡所得)について所得税の確定申告が必要です。
 - 上場株式等の売却に当たって、証券会社の特定口座内で生じる譲渡所得等に対して源泉徴収することを選択した場合には、その特定口座内の譲渡所得等については申告を要しません。
- ◎ 贈与税の申告及び所得税の確定申告については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」において申告書を作成(プリントアウト)し、提出用としてご使用いただけますので、ご利用ください。
また、同コーナーで作成した申告書データ(贈与税を除く)に電子署名をして、そのまま送信(申告)できるe-Taxも、是非、ご利用ください。

平成 22 年分の贈与税の申告と納税は、平成 23 年 2 月 1 日(火)から平成 23 年 3 月 15 日(火)までです。
平成 22 年分の所得税の確定申告と納税は、平成 23 年 2 月 16 日(水)から平成 23 年 3 月 15 日(火)までです。
※ 申告書は、郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

(参考) 不動産を取得された場合には、不動産取得税(地方税)が課税されます。詳しくは都税・県税事務所にお尋ねください。